

## 横須賀市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、市長が行う行政処分について、処分基準及びその手続きを定め、行政処分を公正かつ適正に行うとともに、PCB廃棄物の適正処理を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 改善命令 法第12条第1項の規定に基づき、PCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」といい、法第18条第3項の規定により高濃度PCB廃棄物とみなされた高濃度PCB使用製品を所有する事業者を含む。）に対し、PCB廃棄物の処分その他必要な措置（以下「処分等措置」という。）を講ずべきことを命ずること。

(2) 代執行 法第13条第1項の規定に基づき、市長自らがその処分等措置の全部又は一部を講ずること。

### (行政処分の基準)

第3条 改善命令及び代執行を実施する基準は、別表のとおりとする。

### (改善命令)

第4条 保管事業者が別表の要件1又は2に該当する場合、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第18条各号に規定する事項を記載した改善命令書を保管事業者に発出する。

2 前項に掲げる改善命令に係る処分等措置の履行状況について、処理施設との処分委託契約書の写しの確認等の確実な方法により確認を行う。

3 改善命令に係る措置が講じられていないと認める場合には、原則として、改善命令違反として捜査機関と協議の上、厳正に対処する。

### (弁明の機会の付与)

第5条 改善命令を行う際は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号及びの規定に基づき、弁明の機会を付与する。

2 前項の規定は、公益上、緊急に改善命令を行う必要があるため、弁明の機会の付与に係る手続を執ることができないときは適用しない。

(代執行)

第6条 保管事業者が別表の要件3、4又は5に該当する場合、代執行を実施する。

2 保管事業者が別表の要件4に該当する場合、相当の期限を定めて措置を講ずべき旨及びその期限までに措置を講じないときは当該措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ公告する。

3 代執行に要した費用について、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用して保管事業者から徴収する。

(行政処分の公表)

第7条 改善命令又は代執行を行ったときは、速やかにその事実を公表する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、環境部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表 行政処分の基準（第3条関係）

要件	処分内容
1 法第十条第一項又は法第十四条の規定に違反し、自ら処分し、又は処分を処理施設に委託しなかったとき。	改善命令
2 法第十条第三項の規定に違反し、自ら処分又は処理施設に委託する見込みがないとき。	
3 改善命令に係る期限までに、改善命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。	代執行
4 処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。	
5 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、改善命令をするいとまがないとき。	